

議案第 30 号

海老名市立図書館条例の一部改正について

海老名市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 25 年 5 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

図書館の管理について、指定管理者制度を導入するため

海老名市立図書館条例の一部を改正する条例

海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条を第20条とし、第2条の次に次の17条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

- （1） 図書館の運営に関する業務
- （2） 図書館の維持管理に関する業務
- （3） その他教育委員会が定める業務

（公募及び申請）

第5条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。ただし、図書館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1） 図書館の事業計画書
- （2） 経営の状況等申請者の概要を説明する書類
- （3） その他教育委員会規則で定める書類

3 教育委員会は、申請者がいないときは、再度公募することができる。

（選定の方法及び基準）

第6条 教育委員会は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、図書

館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

- (1) 事業計画書が、図書館の効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。
- (2) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (3) その他教育委員会が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として図書館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 教育委員会は、候補者がいないときは、再度公募することができる。

(選定の結果の通知)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第8条 教育委員会は、前条に規定する通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

- (1) 候補者の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、図書館の管理を行うことが不適当と認められたとき。

(議会の議決)

第9条 候補者は、議会の議決を経た後に教育委員会から指定管理者の指定を受けなければならない。

(指定管理者の指定の公告)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第11条 市長と指定管理者は、図書館の管理に関して必要な事項については、協定書を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に教育委員会に事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 当該年度の管理経費の収支状況

(3) その他図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会規則で定める事項

3 指定管理者は、年度途中において、第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日までの事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第13条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第14条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 前条に規定する指示に従わないとき。

(2) 図書館の管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) 図書館及びその附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

（原状回復の義務）

第16条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、指定を取り消されたとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第17条 指定管理者又は利用者が、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額又は免除できる。

（秘密保持義務）

第18条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、図書館の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

（教育委員会による運営管理）

第19条 第4条及び第15条の規定は、指定管理者に代わって教育委員会が図書館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの条文中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条を第20条とし、第2条の次に17条を加える改正規定（第5条から第9条までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。